

はしがき

本書は、民法・不法行為法のうち、原因競合における割合的解決について検討を行うものである。この種のテーマに関しては、これまでも過失相殺や素因減責を中心として、多くのすぐれた論稿が存在するが、本書は、対象を過失相殺——被害者の過失の競合——以外の原因競合としたうえで、各種の事例にまたがる統一的な損害分配ルールを構築しようとするものである。したがって、損害分配ルールといっても、個々の事例に即した具体的な基準——実務において有用な「目安」——を定めることは、本書の目的とするところではない。むしろ、そうした基準のもとで行われる具体的な判断に対し、それを支える法的思考のありようを、できるかぎり明確に、かつ不法行為法の基本タームを用いて描き出すのが、本書のねらいである。

筆者がこのようなテーマに関心をもったのは、筆者の院生時代にまでさかのぼる。当時は、交通事故における素因減責に関して、すでに3つの重要な最高裁判決が登場しており、また、公害・環境訴訟においても、割合的解決を行う判決がいくつか散見されるという状況であった。そして、それらにおいてしばしば言及されたのが、「損害の公平な分担」という慣用表現であった。割合的解決の問題は、賠償額の決定に直接かかわるものであるため、実践的な課題としての色彩が強い。したがって、解釈論としては、これを「公平」による額の調整問題と位置づけ、あとは実務家の卓抜した判断にゆだねるというのも、ひとつの考え方かもしれない。しかし、本当にそれでよいのだろうか。そうした判断を理論的に秩序づけることは、できないだろうか。筆者の関心の発端は、まさにこのようなところにあった。本書がこのような課題に十分に取り組んでいるかと問われると、誠にもって心許ないかぎりであるが、このような拙いものでも、この分野におけるこれまでの議論に少しでも貢献できればと思っている。しだいである。

ところで、本書をこのようなかたちで刊行することができたのは、多くの方々のお力添えによるところが大きい。とりわけ、学部ゼミ以来ご指導いた

だいている吉村良一先生（立命館大学大学院法務研究科教授）には、本書の刊行にあたって、原稿に目をとおしていただき、貴重なアドバイスをいただいた。筆者の思い過ごしかもしれないが、先生は、筆者が2005年に現在の勤務先に赴任して以降、職場の同僚というスタンスで筆者に接しようとされているように思えてならない。この不肖の弟子にさえそのように振る舞われる先生の誠実さ、懐の深さに、ただただ恐縮するばかりだが、何かひとつでも先生から受け継ぐことができたらと、日々努力を重ねていることを申し上げ、これまでのご指導に対するお礼の言葉に代えさせていただきたい。また、立命館大学法学部および大学院法務研究科のその他の先生方にも、学内の研究会などにおいて、大変お世話になっている。ここに記して感謝の気持ちをお伝えするしだいである。さらに、筆者は、2012年4月より1年間、ドイツ・ヨーロッパ・国際医事法・保健法・生命倫理研究所（Institut für Deutsches, Europäisches und Internationales Medizinrecht, Gesundheitsrecht und Bioethik der Universitäten Heidelberg und Mannheim）において、在外研究を行った。本書第I部にかかわる作業の大部分は、実は、マンハイム宮殿内にある同研究所において行われたものである。そこで、同研究所の所長でマンハイム大学教授のヨッヘン・タウピッツ先生（Professor Dr. Jochen Taupitz）にも、この場を借りてお礼を申し上げたい。

このほか、本書の制作にあたっては、以下のおふたりにお手伝いいただいた。まず、立命館大学法学アカデミーの赤塚みゆき氏には、本書とその初出論文の執筆にあたって、文献の収集や複写などをお手伝いいただいた。次に、脱稿後は、法律文化社の野田三納子氏にお世話になった。同氏の緻密な作業によって校正がとてもスムーズに行われたことを、ここに述べておきたい。

また、本書は、立命館大学法学叢書第18号として刊行されるものである。同シリーズの名に恥じない内容になっているかと問われると心許ないが、とにもかくにも現時点での研究成果をまとめるにあたり、出版助成を行っていただいた立命館大学法学会に、ひとことお礼を申し上げたい。

最後に、私事にわたるが、妻・藍子には、日々の生活において色々と面倒をかけている。ドイツの書物であれば、表紙の裏に名前を記して献呈を行うのが通例かもしれないが、筆者にその勇気はない。しかし、こうしてこれまで大学教員としてやってこられたのも、彼女のサポートがあったことだと考えてい

る。ここに、「ありがとう」とともに、「これからもよろしく」と書き添えること
をお許しいただきたい。

2014年2月 京都・衣笠の研究室にて

石橋秀起